

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱

制定 令和4年12月20日付け4畜産第321866号
一部改正 令和5年6月29日付け5畜産第67765号
一部改正 令和5年12月20日付け5畜産第196331号

(趣旨)

第1条 県は、配合飼料価格等の高騰により経営が厳しい状況にある畜産農家の経営維持を支援するため、予算の範囲内において、配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 補助事業の内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 配合飼料価格高騰緊急支援事業

配合飼料価格高騰により経営が厳しい状況にある畜産経営者が、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に香川県内の農場で給与するための配合飼料の購入に要した経費の一部を補助する団体に対して、必要な経費を補助する。

(2) 粗飼料価格高騰緊急支援事業

粗飼料価格高騰等により経営が厳しい状況にある乳用牛、繁殖牛及び肥育牛を飼養する畜産経営者に対して、粗飼料の購入に要した経費の一部を補助する。

(補助対象者等)

第3条 補助事業の対象者及び対象経費等は別表に定めるところによる。

(補助対象外となる場合)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第5条の2各号に掲げる者

(2) 前号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと知事が認める者

(交付申請)

第5条 第2条(1)の補助金を受けようとする者は、配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添え、知事に申請しなければならない。

- 2 第2条(2)の補助金の交付を受けようとする者は、令和5年12月20日から令和6年1月31日までに、配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書(第2号様式)に誓約書(第3号様式)等の関係書類を添え、知事に提出しなければならない。ただし、申請期間までに申請を行うことができない合理的な理由があると知事が認める場合には、知事が別に定める日まで申請を行うことができるものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の提出により、申請の内容を審査し、適正と認めた場合は配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、交付しないことを決定したときは配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 第2条(1)の補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに実績報告書(第6号様式)を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第8条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、その内容の審査を行ったのち、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 第2条(1)の補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、本事業の目的達成のため、特に必要があると認められたときは、概算払を行うことができるものとする。

- 2 第6条の規定による交付決定を受けた者が、前項の規定による精算払いを受けようとするときは、補助金の額の確定通知を受理した後、直ちに請求書(第8号様式)を知事に提出するものとする。

- 3 第6条の規定による交付決定を受けた者が、第1項ただし書の規定による概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第9号様式)を知事に提出するものとする。

- 4 第2条(2)の補助金は、第6条の規定による交付決定を行った場合に、その金額を交付するものとする。

- 5 補助金の交付は、口座振替の方法により行う。

(交付決定の取消し又は変更)

第 10 条 知事は、第 6 条の規定による交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付の決定を受けた場合、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。

(補助金の返還)

第 11 条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、交付した額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 知事は、第 8 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金)

第 12 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 第 1 項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(延滞金)

第 13 条 第 11 条の規定により補助金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(補足)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月20日から施行する。
- 2 改正後の配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度第3四半期以降の補助金について適用し、令和5年度第2四半期までの補助金については、なお従前の例による。

別 表

事業の区分	直接補助者	間接補助者	補助対象経費	補助内容
(1) 配合飼料価格高騰緊急支援事業	一般社団法人香川県配合飼料価格安定基金協会、香川県農業協同組合及びJA西日本くみあい飼料株式会社	令和5年度に配合飼料価格安定制度に加入している県内に農場がある畜産経営者で、令和5年度以降も経営を継続する意思を有するもの	①加入する畜産経営者の、令和5年度第3及び第4四半期の配合飼料の購入に要した経費の一部を補助するのに要した経費(同四半期の配合飼料購入数量が、配合飼料価格安定制度における価格差補填の契約数量を上回る場合は、当該契約数量を上限とする。(この表において「補填金支払い数量」という。)) ②推進事務費	①配合飼料価格安定制度の令和5年度第3及び第4四半期における補填金支払い数量に対し、1トン当たり6,000円 ②団体の事務費 対象者1戸(経営体)当たり 上限4,000円
(2) 粗飼料価格高騰緊急支援事業	申請時点で香川県内に農場があり、家畜や畜産物を販売する目的で、家畜の飼養を業として行っていると認められ、粗飼料価格高騰等の影響を受けた畜産経営者で、令和5年度以降も経営を継続する意思を有するもの。ただし、対象と	なし	乳用牛、繁殖牛及び肥育牛を飼養する畜産経営者が、粗飼料の購入に要した経費 (令和5年10月1日時点において県内農場で飼養する分に限る。) ※飼養頭数は、県畜産課が把握する個体識別登録頭数による。	乳用牛1頭当たり 21,000円、 繁殖牛1頭当たり 10,500円、 肥育牛1頭当たり 4,200円

	なる家畜は乳用牛、繁殖牛及び肥育牛とする。			
--	-----------------------	--	--	--

第1号様式（第5条第1項関係）

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

申請者住所：
名 称：
代表者氏名：

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付申請書

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請の内容（配合飼料価格高騰緊急支援事業）

内 容	交付対象数量 (t)	交付対象 戸数 (戸)	交付単価 (円/t 又は 円/戸)	交付申請額 (円)
購入経費補助			6,000	
推進事務費				
計				

2 添付資料

- ・ 配合飼料価格安定制度における契約（購入予定）数量が分かる書類
- ・ 事務経費の内訳が分かる書類

第2号様式（第5条第2項関係）

年 月 日

香川県知事 殿

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者の情報

住 所	(〒 -)
氏 名	
責任者所属・職名・氏名	
担当者所属・職名・氏名	
連絡先 (平日の日中連絡可能なもの)	
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 乳用牛 <input type="checkbox"/> 繁殖牛 <input type="checkbox"/> 肥育牛 該当する箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。

2 交付申請額（粗飼料価格高騰緊急支援事業）

畜 種	申請額の計算	左の計算結果
乳用牛	1頭当たり 21,000 円 × _____ 頭	円
繁殖牛	1頭当たり 10,500 円 × _____ 頭	円
肥育牛	1頭当たり 4,200 円 × _____ 頭	円
合計額		円

合 計	円
-----	---

3 振込口座（申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります）

フリガナ							
口座名義							
金融機関名	本支店、出張所等名						
預金種目 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	当座 <input type="checkbox"/>			普通 <input type="checkbox"/>			
口座番号							

※誓約書（第3号様式）等の書類を添付

添付書類（要綱第5条第2項に基づき、次の書類を添付し、提出してください。）

※1 下記1については、令和5年度において配合飼料価格安定制度に加入している場合は、加入時に畜産経営者であることが確認されていることから、提出不要です。

※2 下記1における令和5年度配合飼料価格安定制度に非加入の方の提出書類及び下記3については、令和5年度に実施した配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金の交付申請書類に添付した場合は、添付の必要はありません。

チェック欄

1 令和5年度配合飼料価格安定制度加入状況	加入	非加入
<p>令和5年度配合飼料価格安定制度に非加入の方が申請する場合は、申請者が家畜の飼養を業として行っている畜産経営者であることを確認するための、次に掲げる書類のうち、いずれかの書類</p> <p>(1)申請者が法人の場合 法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき提出した前事業年度等の法人税確定申告書のうち次に掲げる全ての書類 ① 法人税確定申告書別表一（控え）の写し ② 法人事業概況説明書（控え）の写し</p> <p>(2)申請者が個人事業主の場合 所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき提出した令和4年分等の所得税確定申告書のうち次に掲げる書類 ① 所得税確定申告書第一表（控え）の写し ② 青色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び所得税青色申告決算書（控え）の写し ③ 白色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び収支内訳書（控え）の写し</p> <p>(3)確定申告の義務がない場合又はその他相当の事由により提出できない場合 直近（令和5年度分）の住民税の申告書類の写し</p> <p>(4)創業後最初の決算期を迎えていない場合 税務署受付印のある開業届の写し</p> <p>(5)その他の場合 畜産物の販売が証明できる書類（売買証明書、販売伝票等）の写し</p>	有	提出済
2 誓約書（第3号様式） ※配合飼料価格高騰緊急支援事業補助金の交付申請書類を提出した場合は、添付の必要はありません。	有	別途提出済
3 申請者の県税に係る納税証明書 （全ての県税に滞納がない旨の証明（完納証明書））（原本）	有	提出済
4 その他知事が必要と認める書類 （必要に応じて提出をお願いする場合があります。）	有	不要

※以下の欄には、記入不要です

事務局使用欄		交付	不交付
<input type="checkbox"/>	申請者の要件は満たしているか		
<input type="checkbox"/>	書類の記載に不備はないか		
<input type="checkbox"/>	添付書類はそろっているか		

第3号様式（第5条第2項関係）

【誓約書】

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・ 令和5年度以降も畜産経営を継続します。
- ・ 申請書の内容に不正があった場合は、補助金の申請を取り下げます。
また、補助金の受領後に不正が発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・ 香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

（参考）香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。

香川県知事 殿

令和 年 月 日

代表者職名・氏名

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名または押印してください。）

第4号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

香川県知事

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました標記の補助金については、配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

配合飼料価格高騰緊急支援事業に対する補助金の額

金 円

粗飼料価格高騰緊急支援事業に対する補助金の額

金 円

(注) 上記のうち、該当する補助金のみを記載するものとする。

第5号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

香川県知事

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました標記の補助金については、配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金を交付しないことと決定したので通知します。

記

(決定の理由)

--

第6号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

申請者住所：
名 称：
代表者氏名：

配合飼料価格等高騰緊急支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け5畜産第 号で交付決定を受けた標記事業について、次のとおり実施したので、配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を報告します。

記

1 交付の内容（配合飼料価格高騰緊急支援事業）

内 容	交付対象数量 (t)	交付対象 戸数 (戸)	交付単価 (円/t 又は 円/戸)	交付額 (円)
購入経費補助			6,000	
推進事務費				
計				

2 添付資料

- ・ 事業参加申請に関する書類の写し
- ・ 配合飼料価格安定制度における補填数量等購入数量が分かる書類
- ・ 交付対象者への支払いに関する証拠書類
- ・ 交付事務に要した経費が分かる書類

第7号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

香川県知事

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付け5畜産第 号で交付決定した標記の補助金については、配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

配合飼料価格高騰緊急支援事業に対する補助金の確定額

金 円

香川県知事 殿

申請者住所：
名 称：
代表者氏名：

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金請求書

令和 年 月 日付け 畜産第 号で補助金の額の確定を受けた標記事業について、次のとおり精算払いによって支払われたく、配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、申請します。

記

1 配合飼料価格高騰緊急支援事業に対する補助金の額
金 円

2 振込先金融機関名等

支払の方法	口座振替払	銀行 農協 金庫			本店・支店 本所・支所			
		当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号				
		(フリガナ) 口座名義						

責任者所属・職名・氏名：

担当者所属・職名・氏名：

連絡先電話番号：

※請求者の押印（個人印又は法人代表者印）がある場合は、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載を省略できます。

第9号様式（第9条第3項関係）

令和 年 月 日

香川県知事 殿

申請者住所：
名 称：
代表者氏名：

配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け5畜産第 号で交付決定を受けた標記事業について、次のとおり概算払いによって支払われたく、配合飼料価格等高騰緊急支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、申請します。

記

1 配合飼料価格高騰緊急支援事業に対する補助金の額
金 円

2 振込先金融機関名等

支払の方法	口座振替払				銀行 農協 金庫	本店・支店 本所・支所					
		当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号							
		(フリガナ) 口座名義									

責任者所属・職名・氏名：

担当者所属・職名・氏名：

連絡先電話番号：

※請求者の押印（個人印又は法人代表者印）がある場合は、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載を省略できます。